5　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、水力、火力、新エネルギー又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとすること。また、火力と記載する場合には石炭、ＬＮＧ、石油、ＬＰＧ、その他ガス、歴青質混合物の別を、水力と記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること。

6　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄に記載するに当たっては、出力が1000kW以下の電源については、原動力の種類ごとに一括して記載することができる。

7　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。

8　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

9　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力が1000kW以下のものについては、一括して記載することができる。

10　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

11　「卸電力取引市場からの調達」の「備考」の欄には、過去の卸電力取引市場における約定量等に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができると見込む根拠を記載すること。

12　「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、⑴～⑶に該当しないものを記載すること。

13　「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること。

14　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

15　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５（第５条関係）

小売供給遂行体制説明書

１．小売供給を行う事業を遂行する責任者

２．小売供給を行う事業を遂行する体制の概要

３．組織図

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。